

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案に対する修正案要綱

一 共通義務確認訴訟追行の要件の加重

特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟を追行するに当たって、見込まれる対象消費者の数に応じて政令で定める割合以上の当該共通義務確認訴訟に係る対象消費者の授權を要するものとする。

(第三条の二関係)

二 溯及的適用の範囲の限定

この法律は、この法律の施行前に締結された消費者契約に関する請求及びこの法律の施行前に行われた加害行為に係る請求に係る金銭の支払義務には、適用しないものとする。

(附則第二条関係)

三 共通義務確認訴訟における和解の柔軟化の検討

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、共通義務確認訴訟において当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務の存否以外の事項を含めた柔軟な和解を可能とする等紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることができるよう

にするための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第三条第一項関係)

#### 四 検討年限の短縮

三に定める事項のほか、この法律の施行の状況についての検討の年限を施行後三年とすること。

(附則第三条第二項関係)